

別紙様式

再意見書

平成23年3月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

〒550-0002

にしくえどぼり

大阪府大阪市西区江戸堀3丁目3番15号

かぶしきかいしゃ

株式会社コミュニチュア

たかえす ふみお

代表取締役社長 高江洲 文雄

(連絡先)

電話番号：

E-mail：

情報通信行政・郵政行政審議会議事録規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規程により、平成23年1月25日付けで公示された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

1. 光ファイバ接続料

当社は、NTT東西に限らず、あらゆる設備構築事業者の光ファイバ設備構築工事を実施しています。日本の光ファイバ設備は、これまで、設備構築事業者、製造メーカ、及び私ども電気通信業界が、コスト改善に取り組み、低コストで高品質な光ファイバ設備を構築し、その結果、世界の中でも、安価で、高水準なサービスが提供されています。

光ファイバ設備は、投資コストと適正な回収を維持してこそ、将来においても普及拡大していくものと考えますが、今回議論される分岐端末回線単位の接続料の設定は、光ファイバの投資コスト・運用コストの適正な回収を無視して、政策的に安価な接続料を設定しようというものであり、設備構築事業者の投資インセンティブを削ぎ、ひいては、日本の情報通信インフラの整備・発展を阻害する恐れや情報通信産業の国際的な競争力を弱めることになりかねません。

また、設備構築事業者は従来から競争環境での設備構築を行うことから、設備コストの削減による接続料金の低廉化に寄与していますが、一部の接続事業者にはこうした営みが見られず、単に設備構築事業者の事業運営努力にフリーライドを決め込む姿勢は公平性に欠けると考えます。設備構築者のみならず、接続事業者等を含めたすべてのステークホルダーが競争によるコスト削減を通じて、エンドユーザの接続料金を低減することが、あるべき姿と考えます。

そうすることにより、NTT東西に限らず、あらゆる設備構築事業者にとって光ファイバへの投資インセンティブが働き、安定した品質と信頼性の高いサービスを継続的に提供できるような料金体系・料金水準にすべきであると考えます。

また、光ファイバ料金の算定については、技術革新や経済情勢等の変化が激しい現状を鑑みると、将来的に、実際にかかる費用や需要数を正確に予測することは難しいため、予測と実績コストの差額で調整する従来方式から、実利用回線に対するコスト回収額を補正の対象とする「将来原価補正制度」は、設備構築事業者の更なる経営努力を要求することにより、接続料金の低廉化を実現する物であり、高く評価するべきものと考えます。

2 分岐端末単位の接続料の設定

スプリッタ導入によるシェアードサービスも、接続料の低減を目的としたものでありますが、上記の将来原価補正のリスク負担と、スプリッタの未利用部分の経済リスクの両方を設備事業者が負うことに他なりません。こうした分岐端末単位の接続料金の設定という設備事業者の努力に対し、何のリスクを負うことなくフリーライダー的に接続料金の値下げを要求する接続事業者の主張は、肯定されるべきではないと考えます。

また、分岐端末は、一部のユーザによる帯域占有による支障（公平性の担保ができない）や、将来提供されるであろう新サービスへの対応等について多くの技術的課題があることから、現時点で、分岐端末単位の接続料金を導入することは、将来に禍根を残すことになると考えます。